

探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

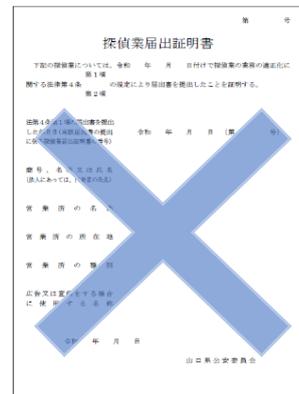
概要

- これまで公安委員会から交付していた探偵業届出証明書が廃止され、標識に変わります。
- 標識は営業所の見やすい場所に掲示するほか、各事業者のウェブサイトに掲載することが義務付けられます。(※)

(※)以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務が課せられません。

- ① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合
- ② ウェブサイトを有していない場合

探偵業者	
届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	



事業者において対応すること

- ① 標識を作成し、営業所の見やすい場所に掲示する。
 - ・ 標識のデータを都道府県警察のウェブサイトからダウンロードの上、事業者において作成してください。ウェブサイトを見ることができない場合は、営業所を管轄する警察署の窓口まで相談してください。
 - ・ 令和6年3月31日までは、引き続き、探偵業届出証明書を掲示していただく必要があります。
また、令和6年4月1日以降、探偵業届出証明書は効力を失いますので、各事業者において廃棄するなど、適切な管理をお願いします。
- ② 標識をウェブサイトに掲載する。
 - ・ 作成した標識を画像データに変換した上で、トップページの見やすい箇所に掲載してください。
 - ・ ここでいうウェブサイトには SNS は含まれません(SNS で掲載したとしても、義務を履行したことにはなりません。)

留意事項

- 探偵業届出証明書の廃止に伴い、探偵業届出証明書の再交付の手続きが不要となります。
- 変更の届出をしたときに、標識の記載事項が変わる場合は、標識の更新をお願いします。
- 標識の作成は、電子データの編集を原則とし、A4 サイズで印刷してください。
- 電子データの編集に必要な環境が用意できない場合は、印刷した上で、油性マジック等の消えないペンで見やすく記載してください。
- 印刷する向きの指定はありませんが、都道府県警察のウェブサイトからダウンロードすることができる標識のデータは、そのまま印刷すると縦向きで出力されるようになっています。

標識の記載方法について

探偵業者	
届出書を提出した 公安委員会	<input type="text"/> ←公安委員会
届出書の受理番号	第 <input type="text"/> 号
届出書を提出した年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
商号、名称又は氏名	<input type="text"/>
営業所の名称	<input type="text"/>
営業所の所在地	<input type="text"/>
営業所の種別	<input type="text"/>
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	<input type="text"/>

第 号

探偵業届出証明書

下記の探偵業については、令和 年 月 日付けで探偵業の業務の適正化に
 第1項
 関する法律第4条 の規定により届出書を提出したことを証明する。
 第2項

法第4条第1項の届出書を提出
 した年月日(当該届出書の提出
 に係る探偵業届出証明書の番号)

令和 年 月 日 (第 号)

商号、名称又は氏名
 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業所の名称

営業所の所在地

営業所の種別

広告又は宣伝をする場合
 に使用する名称

令和 年 月 日

山口県公安委員会